

上山市空き家バンクの実施に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と山形県宅地建物取引業協会山形（以下「乙」という。）とは、上山市空き家バンク実施要綱（平成28年告示第188号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、甲が実施する空き家バンクについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、空き家バンク及び住み替えバンク（以下 空き家バンク等）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

（協力事業者の募集等）

第3条 乙は、空き家バンク等の趣旨を理解し、協力事業者として甲に協力する乙の会員の募集を行うものとする。

2 乙は、前項の募集に応募した乙の会員を取りまとめ、甲に当該会員の名称、住所、電話番号その他甲が必要と認める事項を通知するものとする。

3 乙は、協力事業者が、宅地建物取引業の業務を廃止若しくは停止又は協力事業者としての業務を辞退したときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

4 甲は、協力事業者である第2項に規定する乙の会員に係る情報を甲のホームページ、窓口での閲覧等により、広く周知するものとする。

（媒介契約の締結等）

第4条 甲は、所有者等からその所有する物件を、空き家バンク等に登録したい旨の相談があったときは、協力事業者を紹介するものとする。

2 協力事業者は、所有者等から空き家バンクに登録したい旨の相談を受けたときは、当該空き家が要綱第2条第1号に規定する空き家であるか否かを調査し、適当と認めるときは、空き家に係る媒介契約を所有者等と締結するものとする。

3 前項の場合において、協力事業者は、適当でないと判断したときは、所有者等に当該空き家の処分方法等の助言を行うものとする。

4 協力事業者は、媒介契約を締結した空き家の情報について、甲から当該情報の提供を求められたときは、協力するものとする。

（情報の公開）

第5条 協力事業者は、空き家バンク等に登録された物件を乙の会員である協力事業者のホームページにより公開するものとする。ただし、協力事業者が、ホームページを所有していない等の理由で公開できないときは、甲と協議のうえ、公開するものとする。

（仲介に係る報酬）

第6条 空き家バンク等により取引が成立した場合に、所有者等から協力事業者が受け取ることができる報酬の額は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内の額とする。

（協力事業者の責務等）

第7条 協力事業者は、次に掲げる事項に留意のうえ、媒介を行わなければならない。

（1） 物件の所有者等及び利用希望者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応しなければならない。

（2） 取引等に関して苦情又は紛争が生じた場合は、自らの責任において処理しなければならない。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙又は協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

（1） 正当な理由がなくこの協定を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） 空き家バンク等の実施について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

（3） 前2号のほか、この協定に違反したとき。

2 前項の規定によりこの協定が解除された場合、乙又は協力事業者がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間の満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定の期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（実施の詳細）

第10条 この協定に定めるもののほか、空き家バンク等の実施について、必要な事項は、要綱で定めるところによる。

2 甲は、要綱が改正又は廃止されたときは、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月17日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横戸長兵衛 印

乙 山形市松波一丁目10番1号
山形県宅地建物取引業協会山形
代表理事 田中 勇一 印